

地方税財源の確保・充実について

- 1 2019年度(平成31年度)以降の地方一般財源総額の確保・充実等について
- 2 地方における行財政改革・歳出削減について
- 3 地方団体の基金について
- 4 地方法人課税の偏在是正について

〈別冊〉 参考資料

平成30年5月
全国知事会

1 2019年度(平成31年度)以降の地方一般財源総額の確保・充実等について

地方一般財源総額に係る同水準ルール

<平成28年度～平成30年度>

経済財政運営と改革の基本方針2015「経済・財政再生計画」(平成27年6月30日閣議決定・抜粋)

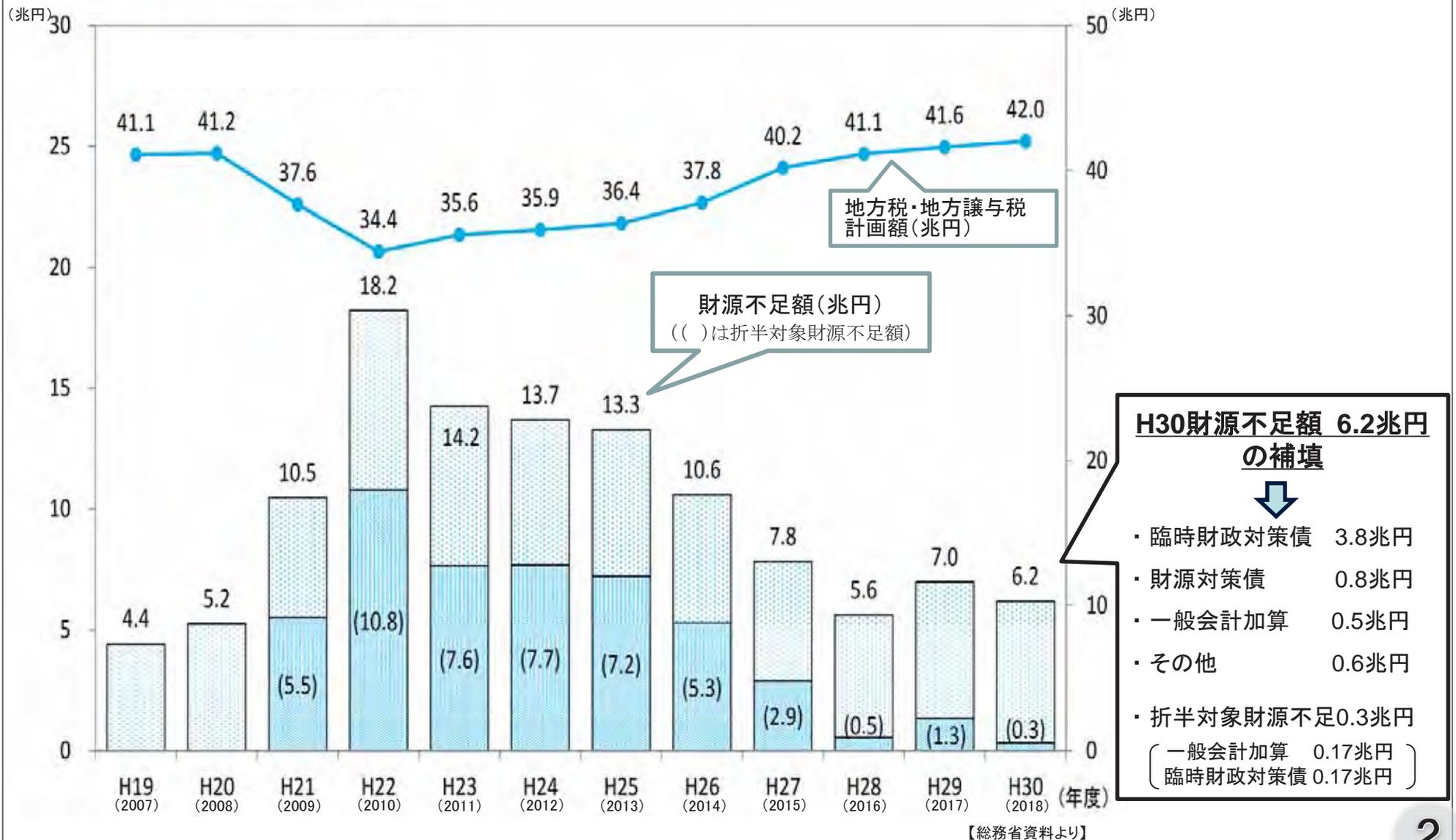
国の一般歳出の目安については、安倍内閣のこれまで3年間の取組では一般歳出総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する。

<全国知事会 提言>

- 2019年度(平成31年度)以降についても、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。
- 地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すべき。
- いわゆるトップランナー方式については、地方交付税がどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべき。また、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべき。

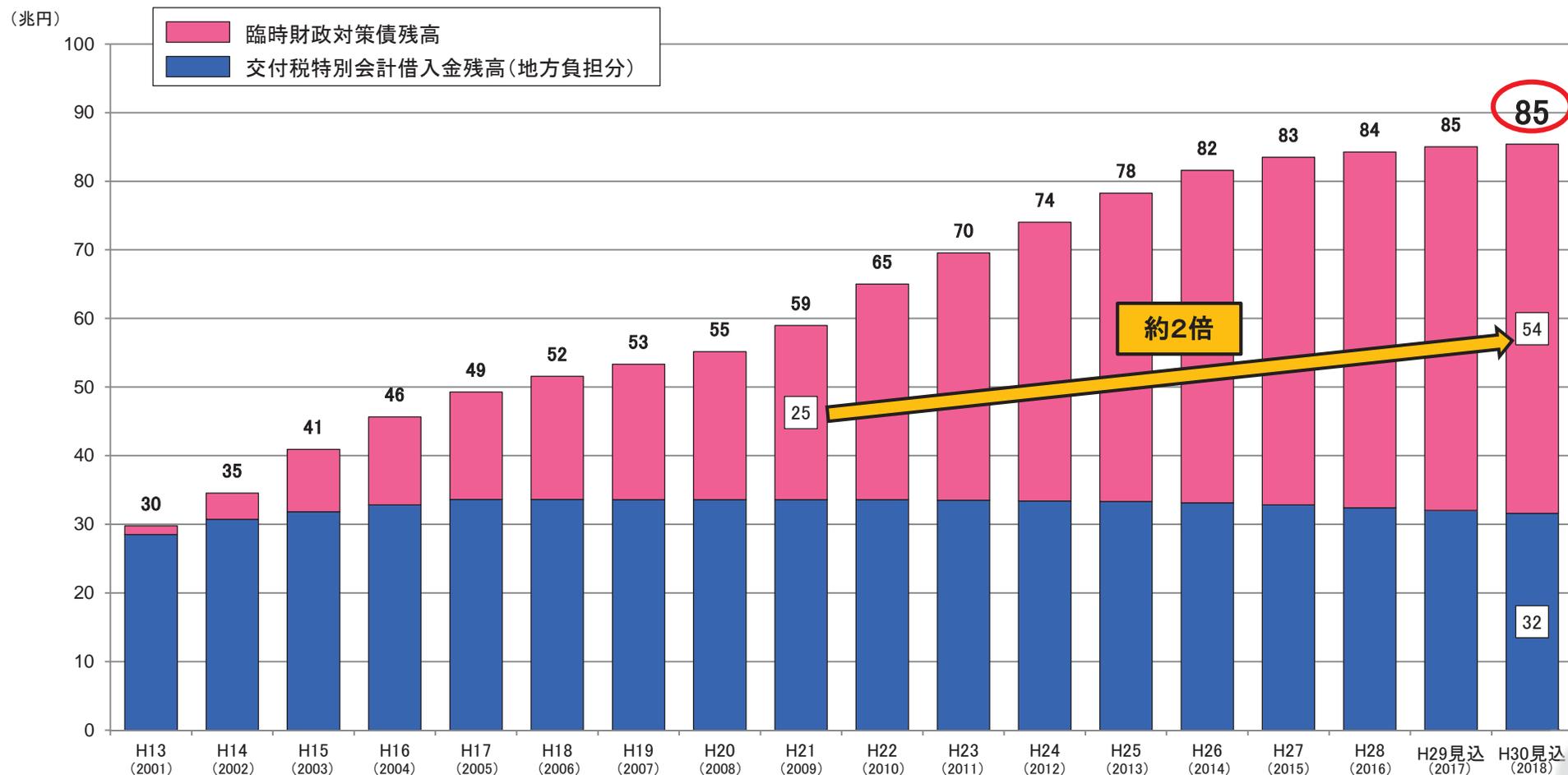
地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財政赤字が続いている状況



臨時財政対策債等の累積残高の推移

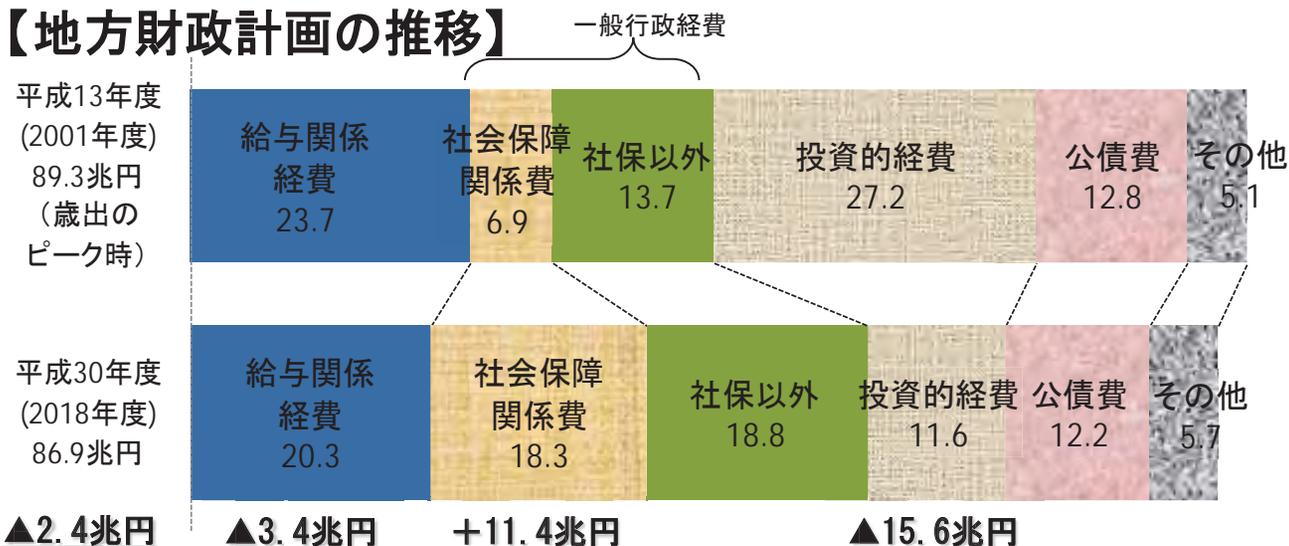
- 「三位一体の改革」により、地方全体で約6兆円の減
(地方交付税(臨時財政対策債含む) 約△5.1兆円、国庫補助負担金 約△3.9兆円、税源移譲 約+3兆円)
- リーマンショック後、臨時財政対策債の残高は約2倍に増加 (H21:25.4兆円 → H30見込:53.8兆円)
- 交付税特別会計の借入金残高を含めると、H30で85兆円となる見込み
(臨時財政対策債53.8兆円+交付税特別会計31.6兆円=計85.4兆円)



2 地方における行財政改革・歳出削減について

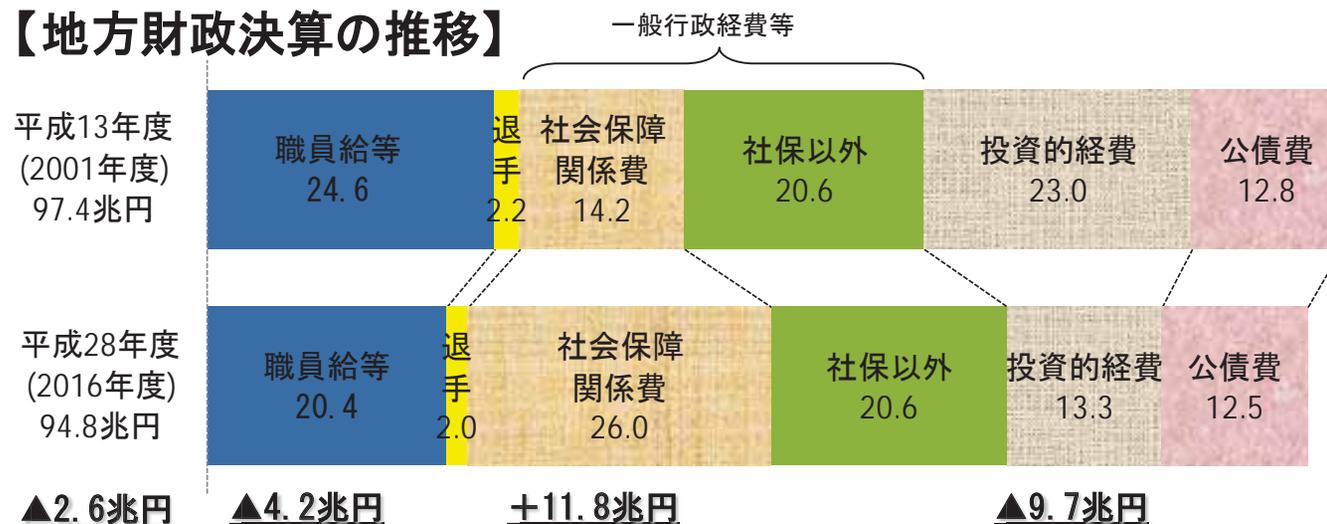
○社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減。

【地方財政計画の推移】



(注) 内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



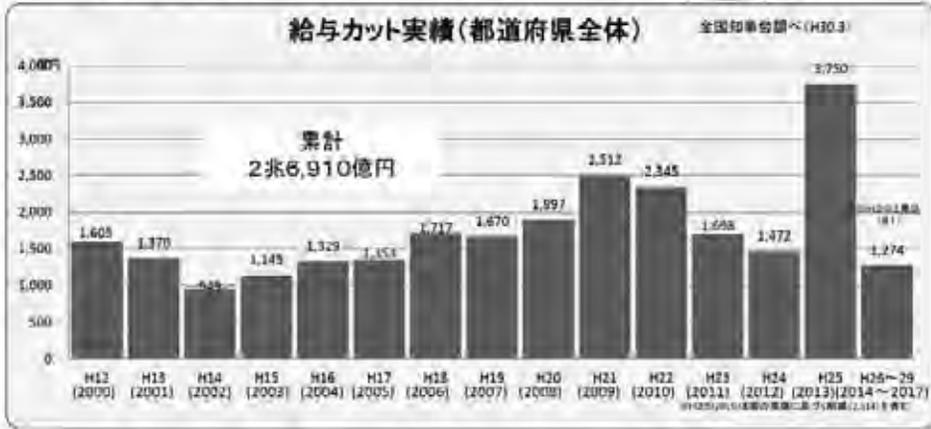
(注) 社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む(東日本大震災分は除く)。

都道府県の行財政改革の取組状況

給与カットの実施

平成11～29年の間、都道府県の削減は2.69兆円
(1999～2017年)

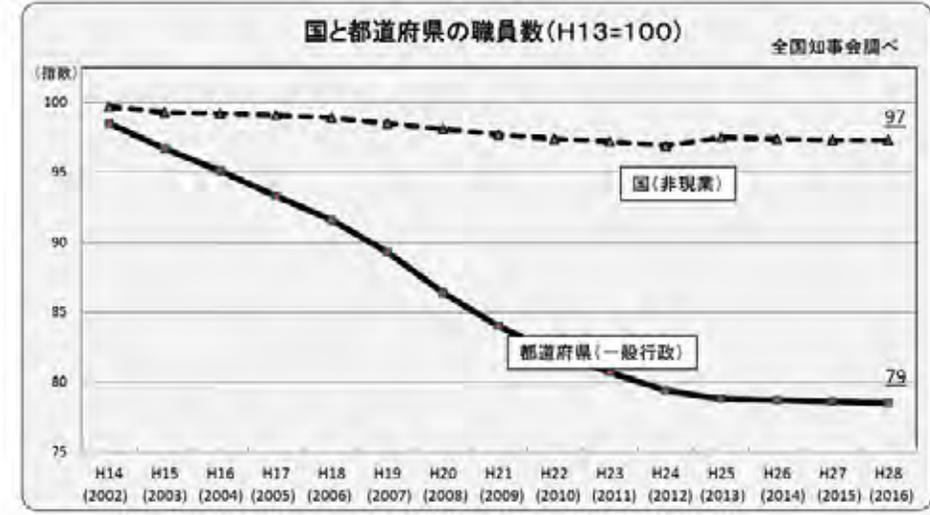
- 全ての都道府県で独自の給与カットを実施
- 1999年度(平成11年度)から2017年度(平成29年度)までの削減実績は2兆6,900億円を超える
＜最大カット率＞ 給料:16%、管理職手当:26%、期末・勤勉手当:30%
- 一方、国は2012年度(平成24年度)及び2013年度(平成25年度)の2カ年で約6,000億円の給与カット
＜臨時特例法による効果額＞ 年間:約2,900億円、措置期間累計:約6,000億円



職員数の削減

都道府県は国の **7倍** の削減率

- 都道府県の職員数(一般行政)は、2001年度(平成13年度)から2016年度(平成28年度)までに**21%**減少
- 一方、国の非現業職員は、同じ期間で**3%**の減少にとどまる



○ 地方財政の健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であるが、このような対応は限界にきている。

富山県における行財政改革の取組み(財政構造赤字ゼロを達成)

財源確保の努力

県の一般会計予算
2018年度
5,488億円
(うち県税 1,382億円)

◆東京等に集中する税収の地方への再配分

・法人住民税の一部交付税原資化(2014～)など
東京都など大都市地域 Δ 約5,000億円 } 消費税率10%
県と県内市町村で約30～40億円/年 } 時点での
試算値

◆新幹線地方負担2,356億円・・・累計で約622億円軽減
【従来からの措置と合わせ地方負担の7割弱を軽減】

平成28年度当初予算編成において

財政構造赤字をゼロに!

平成27年度決算において

約半世紀ぶりに県債残高減少!



うち三位一体改革による地方交付税等の減は約255億円

地方公務員給与削減を前提とした地方交付税と義務教国庫負担金の削減(約60億円の増)

行政改革の努力

一般行政部門の人件費
(2004) (2017見込) (Δ 28.3%)
約301億円→約216億円 = Δ 約85億円
普通会計の人件費累積削減効果
2017まで 約1,633億円

定員の削減

全国トップクラスの取組み

- **一般行政部門**: 2004.4からの10年間で Δ 21.0%(Δ 872人)さらに2018.4までの4年間で Δ 2.5%(Δ 83人)の削減見込 → 2004.4から2018.4までの14年間で Δ 23.0%(Δ 955人)
- **企業会計を含めた全部門**では、2004.4から2018.4までの14年間で総定員を Δ 8.8%(Δ 1,488人)の削減見込
(教員(244人)、医師(37人)・看護師(139人)、警察官(127人)の増員を含む)

給与の臨時的減額

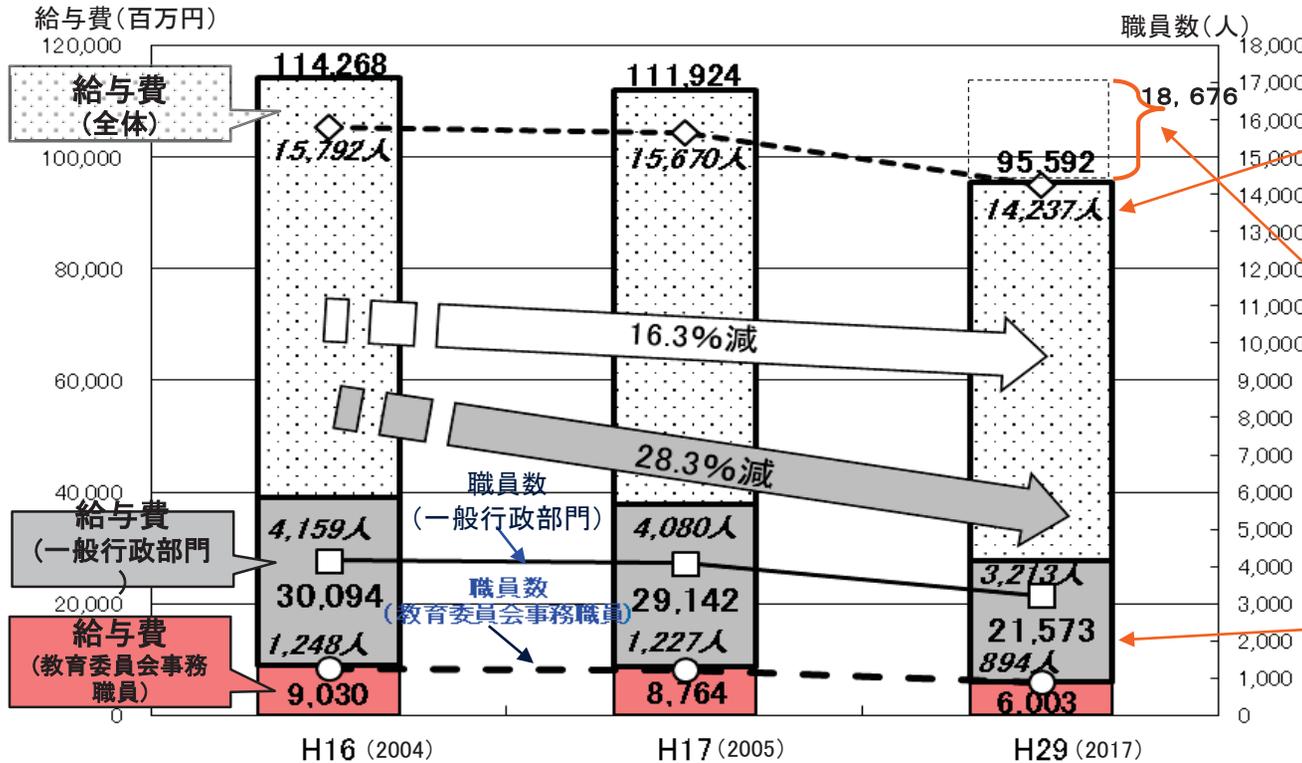
- 【2005～2010】 → 年26億円～27億円程度の削減効果
[富山市内] 一般職員 Δ 4%、管理職員 Δ 6～7%、知事 Δ 18% など
- 【2011～2013.6月】 → 年16億円程度の削減効果
[富山市内] 一般職員 Δ 3%、管理職員 Δ 5～6%、知事 Δ 18% など
- 【2013.7月～2014.3月】 → 54億円程度の削減効果
[富山市内] 一般職員 Δ 7.77～10.77%、管理職員 Δ 13.77%、知事 Δ 20% など
- 【2014】 → 年11億円程度の削減効果
[富山市内] 一般職員 Δ 2%、管理職員 Δ 4～5%、知事 Δ 17% など
- 【2015】 → 年6.5億円程度の削減効果
[富山市内] 一般職員 Δ 1%、管理職員 Δ 3～4%、知事 Δ 16% など
- 【2016】 → 年1.0億円程度の削減効果
管理職員 Δ 1～2%、知事 Δ 14% など
非管理職の給与削減は廃止
- 【2017】 終了(2016当初予算以降、財政構造赤字ゼロを堅持)

富山県における行財政改革の取組み(行政改革の推移と効果)

総人件費の抑制効果(決算・普通会計ベース)

2017年度(平成29年度)普通会計ベースの人件費は、定数抑制と給与水準の引下げにより、2004年度(平成16年度)に比べ、約187億円、16.3%(うち一般行政部門では、約85億円、28.3%)の削減となる見込み(単年度ベース)

平成29年度までの13年間の累計で約1,633億円の削減効果



※給与費:普通会計決算額 職員数:各年4月1日現在

※給与費の一般行政部門及び教育委員会事務職員は職員数による推計値

職員数(普通会計)

△1,555人(△9.8%)

<H16>
15,792人
↓
<H29>
14,237人

給与費(全体)

△約187億円(△16.3%)

<H16決算>
約1,142億円
↓
<H29決算見込>
約956億円

給与費(一般行政部門)

△約85億円(△28.3%)

<H16>
約301億円
↓
<H29決算見込>
約216億円

公の施設や外郭団体の見直し(2005~2017(H17~29)年度末)

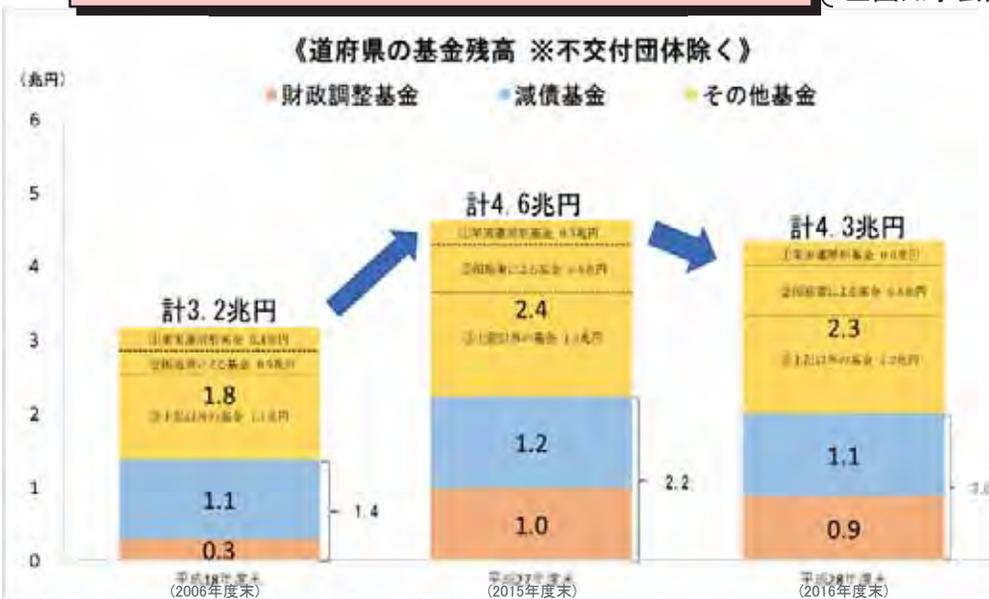
- ①指定管理者制度導入施設:60施設 経費節減効果額累計:約△19億円
- ②公の施設の見直し:15施設を廃止、3施設を民間等へ移管 経費節減効果額累計:約△10.3億円
- ③外郭団体の見直し:9法人を廃止 経費節減効果額累計:約△9億円

3 地方団体の基金について

- 地方における近年の財政調整基金をはじめとする基金残高の増加は、地方では国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組み等の現われ。
- また、地方は国と異なり、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべき。
- 地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われなまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

地方の基金残高の状況

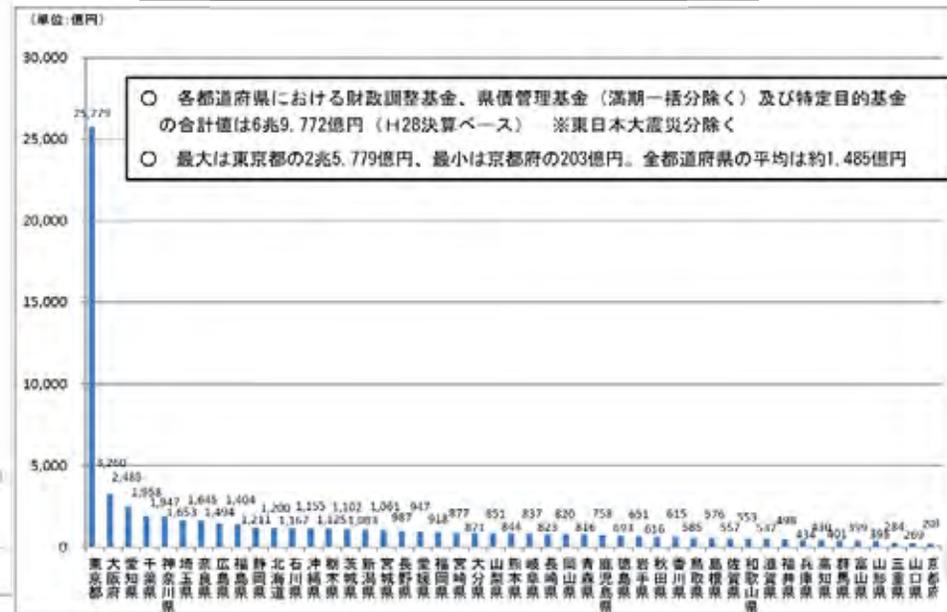
（平成29年6月
全国知事会調査）



注) 東日本大震災関連の基金残高はその特定目的基金から控除している。

各都道府県の基金残高

（平成29年11月
総務省調査より）



4 地方法人課税の偏在是正について

2018年度(平成30年度)与党税制改正大綱〈偏在是正関係抜粋〉(H29.12.14 自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。



〈全国知事会 提言〉

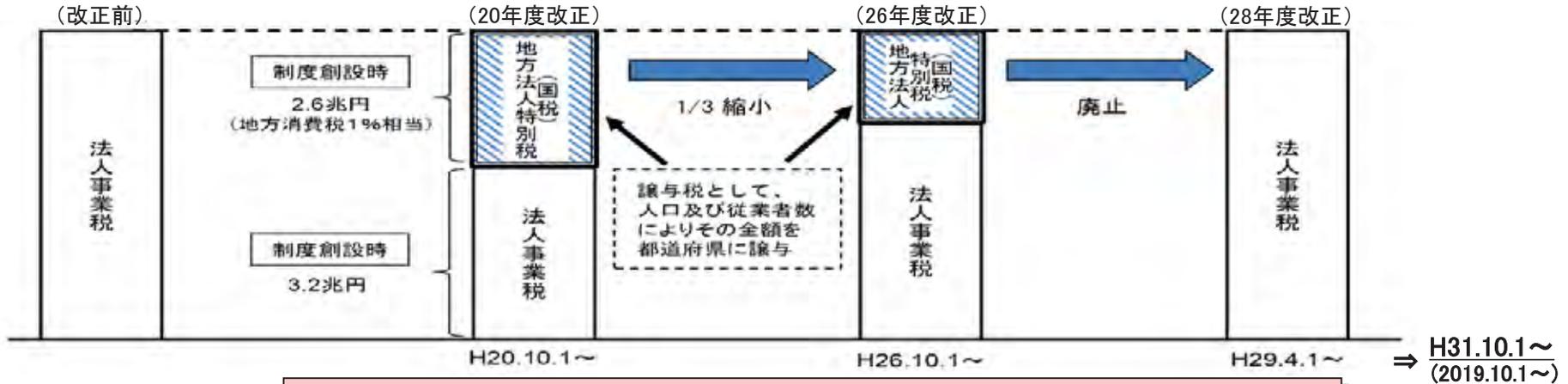
- 全国知事会においては、地方分権改革を進め地方税源の更なる充実を実現していくためには、偏在性の小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すべきであるとともに、偏在是正により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、地方の経済や財政の状況等にも留意して実効性のある偏在是正措置とすべきであり、その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討をすべきと提言してきたところ。
- 2019年度(平成31年度)税制改正に向けて、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討するにあたっては、全国知事会の提言も踏まえて検討すべき。

地方法人特別税・譲与税の廃止

〔H28 税制改正
総務省資料より〕

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入(平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用)

- ➡ 2014年度(平成26年度)改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元(平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用)
 2016年度(平成28年度)改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元(⇒2019年(平成31年)10月1日以後に開始する事業年度から適用)



法人住民税法人税割の交付税原資化

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せ、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化

